

令和3年度第2回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会

日時：令和4年1月28日（金）14時30分から16時30分

場所：千里山コミュニティセンター 多目的ホール

出席者：大山委員（会長）、相馬委員（副会長）、綾部委員、川田委員、栗田委員、西岡委員、室山委員、藤嶋委員、内藤委員、水谷委員、富士野委員、阪本委員、大谷委員、近藤氏、小暮氏、大江氏、高木氏、阪井氏、山口氏以上19名出席（欠席：西村委員、米田氏、永里氏）

傍聴者2名

- 議事：1. 令和4年度障がい福祉関連施策等について（報告）
2. 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の評価方法等について
3. 吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の策定について

会議の経過

○令和4年度障がい福祉関連施策等について（報告）

○第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の評価方法等について

（事務局から説明）

（委員）

資料1-1の①番に、自立支援協議会に専門部会を設置して協議したとあるが、当事者の意見は反映されているのか知りたい。

また、資料1-1の②番の令和3年度取組に、「オンライン形式による手話講座の開催」とあるが、吹田市の手話講習会の中でやったものなのか、それとも別のものなのか知りたい。コロナ禍になりオンラインの必要性はあがっているが、実際は対面が一番良いと思っている。しかし、実状を踏まえオンラインでやることも一緒に考えていきたいと思っているので、どこでやっているものなのか教えてほしい。

また、手話への関心・理解促進に向けた施策を検討中というところだが、手話を広げるためには、手話が言語であるということが広まる必要があると思う。そのために、以前から申し上げている手話言語条例を制定して、市民の皆さんに啓発していただきたい。その上で、具体的な施策を作る際に市民の皆さんに御協力をいただくことができると思っているので、よろしくお願ひしたい。

また、手話言語条例以外にも、手話通訳の設置が必要などところがある。例えば、吹田市民病

院に手話通訳者を設置して欲しいという要望を上げている。実際に市民病院の受付に手話の案内ができる方がおられたが今はもう退職されており、そういった方がいない。そのため、受付に医療に関する専門の手話通訳者を設置していただきたい。今はコロナの関係で緊急に通訳者に対応して欲しいという人もおられるので、きちんと対応ができるようにしてほしい。

(事務局)

オンラインの手話講座については、開催の経緯をまず説明する。今年度は新型コロナウイルスの影響で手話講習会が中止となっており、手話を広げていく方法を模索する中、オンラインで手話に親しむための講座に取り組んでいる事業者を見つけたので、中止となった講習会の参加者に案内して参加者を募りオンラインで実施している。

また、手話言語条例については現在本市で制定する予定はないが、聴覚障がい者の方を支援する施策について、今回のオンライン講座のような取組みも含めきちんと進めていきたい。市民病院への手話通訳者の設置については私からお答えすることはできないが、たとえば民間事業者であっても合理的配慮が義務付けられるようになっており、一層の啓発に努めていく。

(事務局)

資料1-1の①番、自立支援協議会において専門部会を設置し協議したということについて、精神障がいにも対応した包括ケアシステムを構築するための部会を設置させていた

ている。その中では、福祉・医療・保健の立場から、長期入院患者について、どのようにすれば地域に帰って生活していくことが可能となるのか協議させていただいている。現時点では、障がい福祉室、吹田市保健所、榎坂病院で協議をすることによって、入院患者が地域に帰ることができるシステム作りがどうしたらできるのかを協議する場を構築する段階として進めている。

今後、様々な関係機関や当事者の方などの意見も組み込みながらこの会議を進めていきたい。

(委員)

資料1-2について質問がある。

一つ目に、親子教室について、コロナの影響で親子教室の開設時間が短縮されたと聞いた。コロナの感染が拡大している時期だけではなく、第5～第6波にかけてそう対応されたと聞いている。従来、決まった時間帯に何組という形で親子が来ていたが、密を避けるために、従来2時間ぐらいの教室を、3グループに分けて1時間ごとに対応していると聞いた。そうした対応はこの間ずっとやってきているのか。また、そうであるなら、長期的にそうした状況が続いていく中で親子教室の時間が短くなることによる療育上の弊害が生じてない

のかの検証はされているのか、お聞きしたい。

二つ目は、保育園や学童保育の障がい児保育における巡回相談について、これまでより実施回数が減るということを知ったが、それは事実か。

今までは、子どもに対して年 1 回巡回相談が行われており非常に大きい役割を担ってきただが、現在対応件数が増え体制上厳しくなったため回数を減らすと聞いた。

資料 1 - 2 に記載のある、「障がいのある児童への切れ目のない支援を提供する体制整備をする。」という内容と逆行していないか。体制が不足していることによって巡回相談の回数を減らすのではなく、逆に体制を拡充することはできないのか。

(事務局)

親子教室について、コロナがきっかけの時間短縮というのは実際に行っている。

ただ、密を避ける時間短縮をすることだけが目的ではなく、1 歳半検診の事業として、子供達によってどういう教室のやり方が一番いいのかを検証しながら現在に至っている。

時間短縮をするにも保育内容の中身を検討して行っているため特に支障はなく、保護者には好評いただいている。保育士が教室を進めているが、センターの専門職も関わっており、保護者の問い合わせに応えたり、児童に対してどのように対応するのが適切なのかを専門職に相談しながら進めているため、今の方法で問題が無いと評価をしている。今後も市民に応えられるよう、適切な指導ができるような親子教室をめざしたい。

(事務局)

巡回相談の回数が減るとの意見について、学童保育と保育園とがあるが、学童保育に関して回答する。

今までは、要介護の児童の相談に当たっていたが、その相談のやり方を変えることで相対的に巡回相談の回数が減るという話になる。

巡回相談は行う一方で、指導員にセンターに来ていただき、実際に児童の状況・行動にどのように対応したらいいのか、現場の中で困ったような行動を起こす児童をどう支援していけばいいのかを令和 4 年度から集団的なティーチャートレーニングという形で本格的に実施する。

そのトレーニングを通して、学童保育の支援、また、巡回相談とは違った対応をさせていたどうかを考えている。

(委員)

今の話に関しては、指導員が一番その必要性を感じていると思う。

今までと違う実施方法をするにあたっては、現場の指導員の皆さんが何を必要としているかの意見のすり合わせをしっかりと行った上で進めていただきたい。

また、新しい形に移行した上での評価についても、うまくいっているのであればそれで良い

が、想定外の課題・問題が出てきた等あれば、速やかに他の手だてを打っていただきたいので、引き続き必要な対応をお願いしたい。

(事務局)

巡回相談のあり方を変える上で、実際に現場の指導員の先生の御意見をいただいて、現場に即した支援ができるように放課後子ども育成室の職員と協議を重ねてきている。新たに巡回相談のあり方が変わるので、過渡期の対応として、対応に困っている児童のケース検討等を行っていかうと思っている。今後も、実際に巡回相談のやり方を変えることでどういった効果や難しさがあるのかを検証しながら、進めていきたい。

(委員)

評価方法について、実績評価シートの参考資料に(案)とあるが、内容が確定するのはいつになるのか。

次に、参考資料1ページイの成果目標に対する成果の部分で、数値が上がっている地域移行や訪問系サービスの見込み値や実績値について、評価していく上で数値で評価するのは非常に大事だとは思いますが、今のコロナ禍の中で居宅介護等についてはヘルパーの確保が難しくなっており、本来見込み量で上がっている数値が達成できない可能性が生じると思う。そういったことを評価の際に考慮して記載しておくことが、後々見込み量と実績値の差異があった際にも必要になると思う。

また、そもそも見込み量をどのように算出したかも教えていただきたい。

(事務局)

1点目の、実績評価シートの内容が確定する時期については、令和4年度第1回目の障がい者施策推進専門分科会で資料として提出させていただく予定なので、その段階で内容が確定される予定で動いている。

2点目については、見込み量との差異を数字で見えていく中で、わかりやすい評価をしていくため今回数値で評価する案を提示させていただいた。ただ、委員がおっしゃるように、コロナであったり、また突発的に何かが起こったというところに対して、平常時のように一律に数値だけでは評価できない場合もあると思う。いただいたご意見を受けて、そういったことが起こったときの評価についても一定できるよう考えていきたい。

3点目の、見込み量の算出方法については、計画作成時、基本的には平成28年度から令和元年度までの実績数値の変化率の平均をとって見込み量としている。

(委員)

手話言語条例は作らずに、手話言語への関心・理解を促進する施策の検討をしているとのことだが、当事者の方に必要な施策等についての意見を確認しながら進めているのか、教えて

いただきたい。

(事務局)

手話にかかる施策について、現在はコロナの影響でこれまで定期的に行っていた懇談会を実施できていないが、今後の政策を検討していくに当たっては、当事者の方との懇談会を通じてご意見をお伺いしながら検討をしていきたい。

(委員)

資料1-1、成果目標4の⑧就労支援ネットワーク会議の構成員を教えてください。

また、就労支援については、常々御相談に乗る中で、いきなり就労につなげるのではなく、まず体験や経験をする場所が欲しいと思っている。そういう場の開拓は、この就労支援ネットワーク会議の中では検討をされる予定なのか教えてください。

続いて、場面別2の重点課題1の⑩賃借料補助について、整備状況を踏まえて見直しを検討ということだが、例えばこの実績・状況というのは、市内全域での分布を出した上で、どの地域にも満遍なく整備されているか等も含めて勘案されるのか教えてください。亥子谷などのエリアでは、地域に社会資源や事業所がないことによって、公共交通機関を使わず自転車にも乗れないような方がなかなか事業所に繋がらないことがあり、もう少し地域に応じた弾力的な運用はできないかお伺いしたい。

次に、場面別1の重点課題4の⑬成年後見制度について、前回の分科会の資料で障がい福祉室だけでなく福祉部で検討するという課題があったかと思うが、その後法人後見や市民後見といったことの進捗が何かあるのであれば教えてください。

(事務局)

まず1点目、就労支援ネットワーク会議の構成員は、市内の就労移行支援事業所8事業所、ハローワーク、すいた障がい者就業・生活支援センター、吹田市となっている。

次に、就労支援において職業体験や経験できる場は重要と考えているが、今のところ就労支援ネットワークの会議で話し合う具体的な内容としては出ていない。一般就労に向けた支援としてどんなことができるかを話し合っていくことになると考えている。

3点目の、賃借料補助の見直しに当たっては、おっしゃる通り整備数だけでなく地域分布も含めて検討すべきと考えている。

(事務局)

場面別1の重点課題4の意思決定支援の促進における⑬成年後見制度の一層の啓発について、現時点で市民後見や法人後見についてはまだ検討段階であり、今お示しできることはないが、今後も協議を進めていきたい。

○吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）の策定について

（事務局から説明）

（委員）

読書バリアフリー計画ということで御説明いただいたが、正式名称としては「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」ということで、この「等」の一文字が入ることで、視覚障がい者の方、発達障害の方、肢体不自由の方、その他様々な障がいを含む、読書に対して障がいを感じている方に対する施策だと伺っている。市民への周知や説明の際にはこの「等」のもつ多くの意味を、わかりやすくお伝えいただけたらありがたい。

やはり当事者の意見を反映したものを策定する必要があると感じるほか、当事者を取り巻く家族や、経営者の方にもこうした情報がわかりやすく伝わってほしい。ぜひ手に取りやすい紹介のリーフレットやパンフレット等のご用意をしていただきたいが、計画の中ではどんな取り組みをされる予定か。

（事務局）

実際に図書館のサービスを利用される方から、利用にあたっての多様な御意見を聞き取ったうえ計画に盛り込んでいきたい。

また、協力いただいているボランティア活動の団体からも日頃から御意見をいただいているので、参考にしていく。

計画を策定したおりに啓発活動もしていきたい。当事者の方の利用するサービス事業所や、日常的に御利用になられる施設、学校等に置くような、当計画の紹介のパンフレットやリーフレットの作成を考えていきたい。

（委員）

まず一つが、視覚障がい者等に関して、図書館のボランティアの担い手が吹田も含め全国的に高齢化し先細りをしている。ボランティアの担い手を養成するということで、障がい福祉室とともに、その啓発について障がい福祉室と協議をしっかりとっていただきたい。

また、障がい者の機器について、視覚障がい者用ポータブルレコーダーの給付を1回受ければ、一生それが使えるというわけではない。給付事業の対象ではあるものの、対象者に該当しないような中程度・軽度の障がいの方々へのサービス提供については、図書館のみでは対応できない部分がある。そういった人たちへの配慮は、障がい福祉室とともに国の制度も含めて、今後考えていってほしい。

また、もちろん補助があると言うものの、障がい者の経済状況は厳しい中、デジタル機器・ネット料金は個人の負担となっているので、そういったところも十分考慮した施策を願

いしたい。また、教育のオンライン授業も含めて、そういう方々への対応を、障がい児への情報提供のあり方も含めて考えていただきたい。

(事務局)

計画策定には様々な方が参画されているので、できるだけ多様な意見を取り入れていきたい。

(委員)

電子書籍について、スマートフォンやパソコンといった ICT 機器の使い方がわからないことが多い。当事者以外にも、支援員や学校の先生への ICT 機器の使い方の周知や研修を行ってほしい。

(事務局)

スマートフォンやパソコンは、機器があってもその操作に時間がかかると思う。図書館ではプレクストークというデイジー録音図書を聞くことができる機械を用意している。講座という形ではないが、図書館の司書に聞いていただいたら使い方を説明できるような職務体制をとっているの、御利用いただきたい。

(委員)

新しい学習指導要領の中で「配慮を要する人々」の「配慮を要する子供たち」については、障がい児、外国ルーツの子どもや不登校の子どもについて、インクルーシブ教育の流れを踏まえて配慮や個別対応した教育をやっていく必要があるということが挙げられていた。

新カリキュラムの中では、障がい児に対し具体的な配慮をしないといけないという記述がかなり増えており、教育の流れも特別支援の視点について強調されている。このように、日本の特別支援教育は障がい児に特化しているが、世界のインクルーシブ教育の括りでは「配慮のニーズのある人たち」という視点となっている。

先ほど他の委員から視覚障がい者等の「等」がすごく大事という意見もあった。図書館でいえば、障がいのある方といえば視覚障がいの方がわかりやすく、それに沿っていろいろな支援機器を挙げていただいているが、インクルーシブ教育を踏まえると、例えば外国ルーツの方への配慮としては書籍情報の自動翻訳機等が必要になる。また、現在不登校の児童数はコロナ禍の中で過去最多になっており小中学校だけで 19 万人いるほか、小中学生の自殺者が過去最高の 400 人を超えている。

このように、福祉へのニーズを求める様々な状況が見えてきている中、共生社会をめざす市の立場として、読書バリアフリー計画の中にそうしたニーズのある人たちも抱え込んでいくようなことをしていただけないか。障がい児者のためだけでなく、視覚障がいの方、日本語が分かりにくい方、学校に行けない方、といったニーズを求める人々を広く含めて抱えて

いただけないか。部署の問題等がありすぐに出来ることではないのかもしれないが、インクルーシブな社会に向けての考え方を是非取り入れていただきたい。

(事務局)

本市読書バリアフリー計画は、先立って定められた国の基本計画に基づいて定められた大阪府読書バリアフリー計画をベースにして吹田市の地域性も鑑み反映させていくことになっている。計画の理念について、国の計画の中では「共生社会の実現をめざす」という言葉が使われているが、大阪府の計画においてはその部分が「全ての人を支えあって生きるインクルーシブな社会」といった記載をしているので、そういった点を本市の計画でも継承していきたい。

現状の課題やニーズや要望を整理する上では、どうしても障がいについての内容になるかもしれないが、本質的なところでは国や大阪府が掲げているように、障がいのみにとどまらず活字文化を等しく恩恵を受けられるべきだと考えている。本市においても、すべての市民があらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備の推進を行っていけるような方針で計画を策定していきたい。

○次回の日程等について事務局より説明

○福祉部長による閉会の挨拶